

道路に面した危険なブロック塀等の安全対策を支援します

詳しくは電話か
区の公式ホームページまで

杉並区
都市整備部市街地整備課
耐震改修担当
〒166-8570
杉並区阿佐谷南1-15-1



区公式ホームページ

TEL 03-3312-2111(代表)

2018年6月18日に発生した大阪府北部の地震では、コンクリートブロック塀等の倒壊により、児童を含む二人が死亡する事故が発生しました。

杉並区では、倒壊の危険があるブロック塀等の安全対策を支援するため、道路に面した一定の要件に該当するブロック塀等の撤去及びそれに伴う軽量フェンス等への新設に要する費用の一部を助成しています。

年度内申請受付期限

**2月28日までに
工事完了報告が
できるもの**

※工事契約前に申請手続きが必要です。
※4月1日から翌年の3月31日が1年度となります。
※2月28日が土曜日・日曜日の場合、直前の金曜日が期限となります。

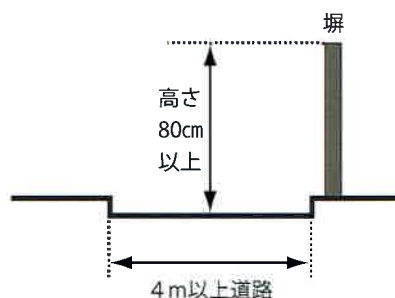
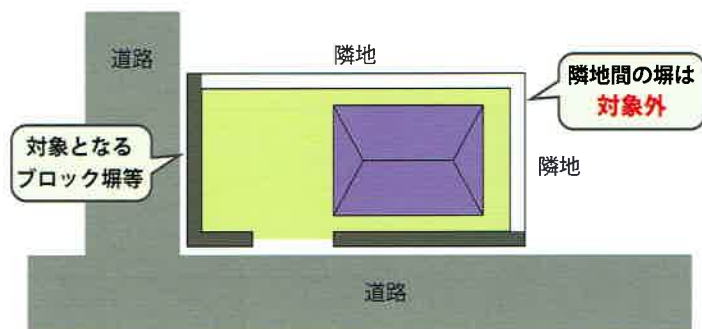


助成対象となるブロック塀等



下記の全てを満たすものが対象となります。

- 幅員4メートル以上の建築基準法及び道路法上の道路に面するもの
- コンクリートブロック塀、組積造の塀、万年塀等で、安全性の確認ができないと区が判断したもの
- 道路面からブロック塀等の頂部までを計測した高さが80cm以上のもの



助成対象となる工事



- 対象となるブロック塀等について、原則**全て撤去する工事（基礎を含む）**
- ブロック塀等を撤去した範囲内で、**軽量フェンス等を新設する工事**
- 工事を申請するブロック塀等の所有者が、**住民税（都民税や特別区民税）を滞納していないこと**

※ 軽量フェンス等の新設には、付随する高さ80cm未満のコンクリートブロック塀の新設を含むことができます。

※ すでに撤去及び新設工事の契約をしているもの、すでに撤去及び新設工事を実施しているものは申請できません。

※ 造成工事や建物の解体、建て替えに伴っての撤去及び新設工事の申請はできません。

※ 同じ敷地内で助成金を受けることができるのは1度だけです。工事を複数に分けたり、撤去と新設を分けて申請はできません。

助成額



	下記に面するブロック塀等	工事種別	助成額	限度額
助成額	①幅員4m以上の通学路 ②緊急輸送道路に指定されている道路	撤去	撤去費用の2/3	50万円【75万円】
		撤去及び新設	撤去及び新設費用の2/3	100万円【150万円】
	上記①、②以外の幅員4m以上の道路	撤去	撤去費用の2/3	50万円【75万円】
		撤去及び新設	撤去及び新設費用の2/3	50万円【75万円】

- いずれも助成額算定では、撤去費用は23,000円/m【34,000円/m】を超えないこと
- 【 】内の金額は、土留め一体の塀の限度額 ※土留め単独のものは助成対象外です。

安全性チェックリスト



下記のチェックリストに1つでもチェックが入らないものがあつた場合に、安全性の確認が出来ないブロック塀等として扱います。

申請を予定される方はこのチェックリストに沿って申請予定のブロック塀等の安全性を確認してください。

安全性の確認項目	コンクリートブロック塀の場合	組積造(れんが塀、石積造塀等)の場合
1 塀の高さ	<input type="checkbox"/> 地盤から2.2m以下である。	<input type="checkbox"/> 地盤から1.2m以下である。
2 塀の厚さ	<input type="checkbox"/> 10cm以上である。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は、15cm以上である。)	<input type="checkbox"/> 壁頂までの垂直距離の1/10以上である。
3 控え壁	<input type="checkbox"/> 【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。	<input type="checkbox"/> 塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。
4 基礎	<input type="checkbox"/> コンクリートの基礎がある。	<input type="checkbox"/> コンクリートの基礎がある。
5 塀の健全性	<input type="checkbox"/> 塀に傾きやひび割れやぐらつきがない。	<input type="checkbox"/> 塀に傾きやひび割れやぐらつきがない。
【以下の項目は、項目1~5の全てがチェックの場合のみ回答】		
6 鉄筋基礎の根入れ深さ	<input type="checkbox"/> 本項目の基準を確認できる図面がある。	<input type="checkbox"/> 本項目の基準を確認できる図面がある。
	【以下は、図面がある場合のみ回答】	
	<input type="checkbox"/> 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。	<input type="checkbox"/> 基礎の根入れ深さが20cm以上である。
	<input type="checkbox"/> 【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 基礎の根入れ深さが30cm以上である。	

※万年塀等、その他のブロック塀等の場合は、上記のチェックリストに準じて、特に健全性についての安全性チェックを行うようにしてください。

安全性の確認項目	ブロック塀等に一体となった土留めがある場合
1 構造	<input type="checkbox"/> 次のいずれかの構造である。 ・鉄筋コンクリート造 ・宅地造成規制法施行令第8条に定める練積み擁壁 ・宅地造成規制法施行令第15条に基づき国土交通大臣が認定した擁壁
2 土留めの健全性	<input type="checkbox"/> 道路側への傾きやはらみ、著しいひび割れがない。

※土留めとなっている部分の高さが60cm超2m以下の場合は土留めの加算の対象になる可能性があります。